

第 796 回 通関協議会(本関地区)

1. 日 時 令和 8 年 4 月 14 日(火)11 時 00 分～

2. 場 所 横浜税関本関 7階大会議室

3. 議 題

【議題1】「マニフェスト等による輸入申告・予備審査制の利用制限について」【資料1】

【議題2】「輸入統計品目表の一部改正(金の統計細分新設)に関するお知らせについて」【資料2】

(業務部 通関総括第1部門)

【議題3】「関税定率法等の一部改正について」【資料3】

(業務部 通関総括第3部門)

【議題4】「通関業営業報告書等の提出について」【資料4】【資料5】

(業務部 首席通関業監督官)

4. 事務局からの連絡事項等

次回第 797 回通関協議会は、**令和 8 年 5 月 13 日(水)11:00** の開催を予定しています。
場所は未定です。決定次第、幹事店社を通じてお知らせいたします。

※ **5 月 12 日(火)ではありません**ので、お間違いのないようお願いいたします。

マニフェスト等による輸入申告・予備審査制の利用制限

通信販売貨物を中心とした輸入件数の増加を背景に、一部の通関業者において、知的財産侵害物品等の混入や通関手続の不適正な利用といった不正事案が発生しています。税関は、迅速な通関の実現のみならず、今まで以上に厳格な水際取締りに取り組んでいく必要があります。

こうした状況を踏まえ、不適正な輸入申告を繰り返す通関業者に着目し、その通関業務の是正を図る観点から、通関業者が内容に誤りがある輸入申告を繰り返し行った場合等に、マニフェスト等による輸入申告（マニフェスト申告）・予備審査制の利用を認めないこととしました。（令和8年4月1日実施）

利用制限の対象

AEO通関業者（認定通関業者）を除く全ての通関業者が対象

利用の停止及び再開は、全国の税関で一律に実施されます。

マニフェスト申告・予備審査制の利用制限はそれぞれ個別に判断されます。



利用停止となる要件

税関長が、マニフェスト申告又は予備申告において、

- **内容に誤りがある申告又は予備申告が継続して行われていることを確認した場合**
 - **その他貨物の適正な通関に支障が生じている又は生ずるおそれがあると認める場合**
- には利用を停止します。

これらの要件に該当する不正な事案には、以下のようなものがあります。

知財侵害物品・
マニフェスト申告の
利用条件非該当
貨物の混入

仕出人、品名、
価格等を誤った
申告の多発

申告内容の誤り等
の急激な増加

予備審査制を利用
した輸入申告に
おける許可前の
貨物の搬出

利用停止となる要件に該当した場合、税関から業務の改善を求めたうえで、その結果に応じ、利用停止の判断を行います。ただし、停止要件に該当した業務が故意に行われたと認められる場合は、直ちに利用停止となります。

利用再開となる要件

税関長が、マニフェスト申告又は予備審査制の**利用を停止することとした理由が解消し、適正に輸入申告を行えることを確認した場合**、利用再開を認めます。

通関業者の皆様には、引き続き適正な業務運営に努めていただくようお願いします。





輸入者・通関業者の皆様へ

令和8年3月
【一部改訂版】
関税局・税関

輸入統計品目表の一部改正（金の統計細分の新設）に関するお知らせ

- 令和8年4月1日に、輸入統計品目表の一部が改正され、シリアル番号等のある金(※)の統計細分が新設されます。

※シリアル番号等のある金とは、製錬者を示すマーク、製造番号、純度及び重量を刻印したものを指します。

- これに伴い、シリアル番号等のある金は新設された統計細分で輸入申告いただくこととなります。
- 輸入者及び通関業者の皆様は、以下の点に留意して下さい。

輸入者の皆様へ

- 通関業者に対して、輸入貨物がシリアル番号等のある金か否かを確実に伝達して下さい。
- 輸入貨物がシリアル番号等のある金である場合は、シリアル番号等が記載された通関関係書類（仕入書・パッキングリスト等）を作成して下さい。

通関業者の皆様へ

- 輸入者に対して、輸入貨物がシリアル番号等のある金か否かを確認したうえで、輸入統計品目番号を決定して下さい。
 - 輸入貨物がシリアル番号等のある金である場合は、輸入者から入手したシリアル番号等が記載された通関関係書類（仕入書・パッキングリスト等）を提出して下さい。
- ※ NACCSで輸入申告する際には、「輸入承認証等識別」欄に「GOLD」、「輸入承認証番号等」欄に「SHORUI」を入力して下さい。
- ※ 輸入申告が簡易審査扱い（区分1）となった場合は、輸入の許可の日の翌日から3日以内（行政機関の休日の日数は算入しない。）に添付書類（通関関係書類）を提出してください。

輸入統計品目表のイメージ（改正後）

71.08		金（白金をみつきた金を含むものとし、加工していないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）
		－ マネタリーゴールド以外のもの
7108.11		[略]
7108.12		－ ーその他の形状のもの（加工していないものに限る。）
	010	－ ー ー 製錬者を示すマーク、製造番号、純度及び重量を刻印したもの
	090	－ ー ー ー その他のもの



税関
Japan Customs

輸入統計品目表の一部改正（金の統計細分の新設）に関する詳細はこちら
<https://www.customs.go.jp/mizugiwa/gold/20260313.html>



関税定率法等の一部改正について

1. 石油化学製品製造用揮発油等の基本税率化

関税定率法等の一部改正に伴い、これまで関税暫定措置法において暫定的に無税としていた石油化学製品製造用揮発油等 8 品目については、基本税率として無税となりました。

軽減税率適用物品に係る関税減免税コードが変更となりますので、NACCS 業務コード集 (C-11) でご確認ください。なお、軽減税率の適用の手続きで使用する様式 (T-1670) はこれまでと同じです。

対象品目

2710.12-181
2710.12-144
2710.12-151
2710.19-144
2710.19-151
2710.20-181
2710.20-144
2710.20-151

- 参照条文
- ・ 関税定率法 別表 関税率表
 - ・ 関税定率法第 20 条の 2
 - ・ 関税定率法施行令第 57 条、第 57 条、第 72 条の 2、第 72 条の 3

2. 不当廉売関税の迂回防止制度の創設

不当廉売関税の課税の回避のために同関税の対象貨物の品目や供給国を変える迂回行為が行われる輸入貨物に対し、同等の割増関税の課税を可能とするため所要の規定が整備されました。

- 参照条文
- ・ 関税定率法第 8 条の 2

令和8年4月14日

通関業者の皆様へ

横浜税関業務部 首席通関業監督官

通関業営業報告書等の提出について

平素から通関業務の適正・迅速な運営にご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、通関業法第22条第3項に基づき、例年ご提出いただいております「通関業営業報告書等」につきまして、令和7年度分を別紙提出要領によりご提出いただきますようお願いいたします。

ご提出に際し、複数の税関管内に営業所を設置している場合は、主たる営業所の所在地を管轄する税関のみにご提出願います。

なお、提出手段につきましては、**NACCS 汎用申請**を積極的にご活用くださいますようお願い申し上げます。

通関業営業報告書等の提出要領

(1) 提出物

- イ. 通関業営業報告書（税関様式 B 第 1190 号） 1 通（控えが必要な場合は 2 通）
- ロ. 貸借対照表 1 通 ※
- ハ. 損益計算書 1 通 ※
- ニ. 株主資本等変動計算書 1 通 ※
（繰越利益剰余金が記載されているもの）
- ホ. 会社組織図（最新のもの） 1 通

※「決算報告書」（株主総会等に利用するもの）が、上記ロからニの内容を記載している場合、ロからニの提出に代え当該「決算報告書」1 通を提出いただいても結構です。
また、連結決算を行っている場合は、連結決算報告書も併せて提出して下さい。

(2) 留意事項

- イ 別添「通関業営業報告書記載要領」の注意点（赤字部分）を参照のうえ、各様式を作成し提出して下さい。
- ロ 営業報告書様式（B-1190）のblankフォーム（Word 形式）が税関ホームページに掲載されておりますのでご活用下さい。

http://www.customs.go.jp/kaisei/youshiki/form_B.htm



(3) 提出方法

次のいずれかの方法をお選び下さい。

- イ N A C C S 汎用申請（業務コード：H Y S）
申請先税関官署：
申請先部門：（blank）
申請手続種別： 件数・料金その他通関業務関連事項報告（B1190）
 - ロ 郵送（宛先を「横浜税関 業務部 首席通関業監督官 行」と明記してください。
後記（6）の送付票をご利用下さい。）なお、控えが必要な場合は 2 部送付いただき、
「控」返送用の書留等追跡可能な封筒（返送分の切手貼付）を同封して下さい。
 - ハ 横浜税関業務部首席通関業監督官の窓口（本関 4 階）に持参
- ★できるだけ N A C C S 汎用申請をご活用いただきますようお願いいたします。

(4) 提出期限

令和8年6月30日必着

提出期限にかかわらず早期の提出にご理解とご協力をお願い致します。

やむを得ず提出期限を過ぎて提出する事情がある場合には、提出期限前にご連絡をお願いいたします。

株主総会の開催日程の都合等で、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書の提出が後日になる場合には、通関業営業報告書を提出する際に、その旨お申し出下さい。

(5) 連絡先（お問い合わせ先）

横浜税関 業務部首席通関業監督官

電話番号 045-212-6051

(6) 送付票

郵送される場合の送付票としてご利用下さい。

〒231-8401

神奈川県横浜市中区海岸通1-1

横浜税関 業務部 首席通関業監督官 行

通関業営業報告書 記載要領

注意点を記載しましたので、営業報告書作成の際の参考として下さい。

令和8年4月

横浜税関 業務部首席通関業監督官

横 浜 税 関 長 殿

・記入漏れがないようにして下さい。

令 和 7 年 度

通 関 業 営 業 報 告 書

〔 自 令 和 年 月 日 〕
〔 至 令 和 年 月 日 〕

- ・報告対象となる期間（事業年度の開始日と終了日）を記入。
- ・事業年度は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に終了する各通関業者の皆様の事業年度です。
- ・決算期中で通関業の許可を受けた場合は、許可日から事業年度終了日までとなります。
- ・ご提出いただく第1～2表の内容は全て事業年度終了時点の数字を記入して下さい。

通関業者

住 所（所在地）

法人番号

氏名又は名称

・内容について確認させていただく場合がありますので、実際の作成者の連絡先を記載して下さい。

担当者	所 属	
	氏 名	
	電話番号	

(注) 本報告書は、通関業務を行う営業所の所在地（当該営業所が2以上ある場合には、主たるものの所在地）を管轄する税関長に提出して下さい。

(規格A4)

- ・貸借対照表、損益計算書、株主資本変動計算書を添付して下さい。
- ・株主総会による承認前等により、公に配布する事業報告書を添付できない場合は、（案）段階の書類を添付し、承認後等に正式な書類を提出して下さい。

第1表 営業概況総括表

千円未満の端数処理については、決まりはございませんが、すべての記載箇所で処理方法は同一としてください。

主 要 株 主	(%)	(%)			
	(%)	(%)			
	(%)	(%)			
通 関 業 務 及 びその他の 業務に係る 収入及び従 業員数		営業収益 (千円)	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)
	通 関 業	A ※			
	通 関 業 以 外				
	計	B	100.0		100.0
通 関 業 務 収 支	営業収益① (千円)	営業費用② (千円)	営業利益 ①-② (千円)		
	A ※				
兼業の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 倉庫業 ・ 航空運送事業 ・ その他 [・ 港湾運送事業 ・ 貨物利用運送事業 ・ 海上運送事業 ・ 道路運送事業 				
通 関 士 数	人	通 関 士 有 資 格 者 数	人		
備 考					

- (注) 1. 「主要株主」は決算書等に記載がある場合は、当該書面を添付することにより記載を省略することができます。
2. 表中※の営業収益の金額は一致するよう記載してください。
3. 表中の「構成比」には、会社全体に占めるそれぞれの割合を小数点以下1位まで記入してください。
4. 「従業者数」には管理部門等を含む人数を計上してください。
5. 「兼業の状況」は該当するものを○で囲み、例示以外の兼業業種がある場合は「その他」の括弧内に記入してください。
6. 「通関士有資格者数」は、通関業法第22条第2項の規定に基づき届け出た者のうち同法第31条第1項の規定による財務大臣の確認を受けていない通関士試験合格者の人数を記入してください。
7. 報告期間中に会社の組織に変更があった場合には、「組織図」を添付してください。
8. 報告期間中に会社の吸収、合併あるいは部門の分離等があった場合は、その時期、内容等を備考欄に記入してください。

(規格A4)

第2表 通関業務取扱件数及び通関業収入等内訳表
 全体〔営業所数： **3** 〕

取扱業務	取扱件数	収受額（千円）
輸出申告・積戻し申告 輸入申告 （予備申告を含む。）等		
その他		
合計		
通関業務関係資産	事務所 m ²	NACCS利用端末 台
備考		

営業所別内訳

〔主たる営業所名： **横浜営業所** 所在地管轄税関： **横浜税関** 〕

取扱業務	取扱件数	収受額（千円）
輸出申告・積戻し申告 輸入申告 （予備申告を含む。）等		
その他		
合計		
通関業務関係資産	事務所 m ²	NACCS利用端末 台
備考		

〔営業所名： **東京営業所** 所在地管轄税関： **東京税関** 〕

取扱業務	取扱件数	収受額（千円）
輸出申告・積戻し申告 輸入申告 （予備申告を含む。）等		
その他		
合計		
通関業務関係資産	事務所 m ²	NACCS利用端末 台
備考		

(規格A4)

第2表 通関業務取扱件数及び通関業収入等内訳表（つづき）

〔営業所名：**名古屋空港営業所**、所在地管轄税関：**名古屋税関**〕

取扱業務	取扱件数	収受額（千円）
輸出申告・積戻し申告		
輸入申告 （予備申告を含む。）等		
その他		
合計		
通関業務関係資産	事務所	m ² NACCS利用端末
備考		台

〔営業所名：、所在地管轄税関：〕

取扱業務	取扱件数	収受額（千円）
輸出申告・積戻し申告		
輸入申告 （予備申告を含む。）等		
その他		
合計		
通関業務関係資産	事務所	m ² NACCS利用端末
備考		台

〔営業所名：、所在地管轄税関：〕

取扱業務	取扱件数	収受額（千円）
輸出申告・積戻し申告		
輸入申告 （予備申告を含む。）等		
その他		
合計		
通関業務関係資産	事務所	m ² NACCS利用端末
備考		台

（規格A4）

- (注) 1. 本表は、通関業者全体及び営業所別に作成してください。また、営業所別内訳の〔 〕内には営業所名及びその所在地を管轄する税関名を記載してください。
2. 「取扱件数」及び「収受額」は報告の対象期間の通関業務取扱台帳（税関様式B第1170号）に計上ものを集計して記載してください。
3. 「通関業務関係資産」については、専有か共有かにかかわらず通関業務に使用しているものを合算して計上してください。

- **A**は、すべての通関営業所の通関業務取扱台帳の収受金額の合計額（対象事業年度分）をご記入ください
- **B**は、損益計算書の「売上高/営業収入（※費用を差し引く前の数字）」をご記入ください。